

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第61号

改正 令和3年3月31日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等に勤務し、奨学金を返還する従業員の経済的負担を軽減することにより、若い世代の人口確保及び中小企業等の人材確保を図るため、奨学金返還支援を実施する中小企業等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者

イ 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者

ウ 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く。）

エ 医療法人

オ 特定非営利活動法人

カ その他市長が特に必要と認めるもの

(2) 従業員 中小企業等において、正規雇用である者のうち期間の定めがなく雇用されている者をいう。

(3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金をいう。

(4) 奨学金返還支援 中小企業等が従業員に対し手当等として金銭を支給することにより、当該従業員による奨学金の返還を支援することをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる中小企業等は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

(1) 奨学金返還支援を実施していること。

(2) 就業規則、賃金規程等に奨学金返還支援により従業員に手当等を支給することが定められていること。

(3) 市内に事業所を有していること。

(4) 市税を完納していること。

2 補助金の交付の対象となる従業員（以下「補助対象従業員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する従業員とする。

(1) 奨学金返還支援の対象者であること。

(2) 第5条の規定による申請の日において本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(3) 補助金の交付を受けようとする年度の末日において30歳未満であること。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度において中小企業等が奨学金返還支援により補助対象従業員に支給した手当等に要した費用とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の補助金の額は、一の年度において、補助対象従業員1人につき10万円を限度とし、一の中小企業等につき50万円を限度とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業等は、富士市中小企業等奨学金返還支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認める書類については、この限りでない。

(1) 補助対象従業員の雇用契約書又は雇入通知書の写し

(2) 補助対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(3) 補助対象従業員の奨学金返還額及び奨学生番号が分かる書類の写し

(4) 就業規則、賃金規程等の手当等の支給根拠が分かる書類の写し

(5) 中小企業等の市税完納証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市中小企業等奨学金返還支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた中小企業等は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市中小企業等奨学金返還支援補助金変更承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容を証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、富士市中小企業等奨学金返還支援補助金変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた中小企業等は、奨学金返還支援による手当等の支給が完了したときは、速やかに実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象従業員に支給した当該手当等の額が分かる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市中小企業等奨学金返還支援補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交 付 申 請 額		円
中小企業等	名 称	
	業 種	
	資本金額又は出資の総額	円
	常時使用する従業員の数	人
	事業所の所在地	
	事業所の名称	
補助対象従業員	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
	配 属 先 事 業 所	
	雇 用 開 始 日	年 月 日
	返 還 予 定 額 （ 総 額 ）	円
	返 還 予 定 期 間	年 月 から 年 月 まで（ 年 ）
	奨 学 生 番 号	
	校 種	
	手 当 等 の 支 給 回 数	回
	手 当 等 の 支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで
	手 当 等 の 1 回 当 た り の 支 給 額	円
	手 当 等 の 年 間 支 給 予 定 額	円

私は、富士市中小企業等奨学金返還支援補助金の交付に当たり、市長が住民基本台帳の調査を行うことについて同意します。

氏名

（補助対象従業員が氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

第2号様式（第6条関係）

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市中小企業等奨学金返還支援補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
補助対象従業員の氏名	
交 付 の 条 件	

第3号様式（第7条関係）

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
申請者 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた富士市中小企業等奨学金返還支援補助金の申請の内容について変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

第4号様式（第7条関係）

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市中小企業等奨学金返還支援補助金の変更に
ついて、次のとおり承認したので通知します。

承認内容	
変更後の交付決定額	円

実績報告書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
報告者 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた奨学金返還支援による手当等の支給が完了したので、関係書類を添えて報告します。

交 付 決 定 額	円
補 助 対 象 従 業 員 の 氏 名	
奨 学 生 番 号	
手 当 等 の 支 給 回 数	回
手 当 等 の 支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで
手 当 等 の 1 回 当 た り の 支 給 額	円
手 当 等 の 年 間 支 給 額	円

第6号様式（第9条関係）

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった富士市中小企業等奨学金返還支援補助金について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額	円
-----------	---